

令和 8 年度西賀茂中学校部活動方針

京都市立西賀茂中学校

はじめに

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン〈平成 30 年 3 月・スポーツ庁〉」に則り策定された「学校における運動部活動の方針〈京都市教育委員会〉（仮称）」に則り策定する。

活動の目的

本校における運動部の活動は、学校教育活動の一環として行い、生徒の「生きる力」の育成に向け、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現していくための資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることを目的として行うものとする。

活動の基本方針

○ 活動の年間計画及び月間計画の提示

- ・各部においては、年間計画及び月間計画を生徒及び保護者に知らせる。

○ 適切な休養日の設定

- ・学期中においては、週当たり 2 日以上以上の休養日を設ける。（平日 1 日，土日 1 日）
- ・長期休業中においても学期中に準じて休養日を設定する。またオフシーズンの設定も行う。

○ 1 日あたりの活動時間の設定

- ・平日の活動は 2 時間程度，休日の活動は 3 時間程度とする。

補足

- ・本方針については、京都市教育委員会から様式が提示された後、必要に応じて改定版を作成，提示を行う。
- ・本方針は、文化部活動においても適用されるものとする。